

ちゅうぎん 相続定期預金

お取り扱い期間 令和6年10月1日(火)～令和7年9月30日(火)



期間3か月
スーパー定期3か月
店頭表示金利
+1.0% (年利)

(税引き後年利0.79685%)

※税引き後金利は、復興特別所得税の導入により国税が15.315%となるため、税率20.315%で計算します。

受取利息(金利上乘せ部分)の計算例[100万円を令和6年10月15日から令和7年1月15日までお預入れの場合]

100万円×0.79685%(税引後)×92日/365日=2,008円

お取引条件

相続発生時点で、相続人さま、または被相続人さまが、中国銀行とお取引をいただいている。かつ中国銀行と継続的にお取引をいただける。

ご利用いただける方

上記お取引条件を満たした場合で、相続により預金をお受取りになられた日から1年後の月末(注)までにお預入れいただいた個人の方。

(注)末日が銀行窓口休業日の場合は前銀行窓口営業日まで

※お預入れの際には「相続預金を受取られたお通帳」、「除籍謄本・戸籍謄本(当行で相続預金のお手続きをされた場合は不要です)」など相続預金の確認ができる資料をお持ちください。

※晴れの国支店はお取り扱いできません。

対象定期預金

「スーパー定期」※自動継続扱いに限ります。

お預入れ期間

3か月

お預入れ金額

「受取られた相続預金」の範囲内(1円以上 ただし総合口座定期の場合は1万円以上)

※相続預金からのお預入れに限ります。 ※当行以外でお受取りの相続預金も対象となります。

金利上乘せ期間

金利上乘せは、初回満期日まで適用します。満期日以降は、継続日当日の店頭表示金利を適用します。

付加できる特約事項

マル優のお取り扱いができます。

この定期預金は総合口座貸越の担保とすることができます。

なお、貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%(年利)を上乗せした利率です。

中途解約時のお取り扱い

解約日における普通預金利率を適用します。

その他参考となる事項

お預入れは、ご本人名義に限ります。積立定期、財形預金へのお預入れはできません。

金利情勢等の変化により、お取り扱い期間中であっても、金利を変更する場合や、お取扱いを中止する場合があります。

詳しくは、お近くのちゅうぎんへお気軽にお問い合わせください。

